

ホテルテキスト ホテル業務関連知識(第8版) 追補情報

HH0508

平成30(2018)年6月15日施行の改正旅館業法により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、新たな営業種別として「旅館・ホテル営業」が設けられました。また、平成28(2016)年4月に、簡易宿所営業における構造様式の基準が緩和されました。

これに伴い、『ホテルテキスト ホテル業務関連知識(第8版)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。以下をご参照いただき、内容を置き換えて学習を進めて下さい。

テキスト 第8版 ページ内容	<p>2. 旅館業法における宿泊施設 旅館業法では宿泊施設を以下の4つに分けている。 ・ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業 カプセルホテルや民宿は簡易宿所営業に含まれている。また、ペンションはホテル営業に含まれている場合が多い。それぞれの営業施設の基準は次の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業態</th> <th>構造様式</th> <th>1客室面積</th> <th>浴室</th> <th>便所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホテル営業</td> <td>洋式の客室数 10室以上</td> <td>9㎡以上</td> <td>宿泊客の需要を満たす適当な数の洋式浴室またはシャワーがあること</td> <td>男女の区別がある水洗式座便式</td> </tr> <tr> <td>旅館営業</td> <td>和式の客室数 5室以上</td> <td>7㎡以上(和室) 9㎡以上(洋室)</td> <td>宿泊客の需要を満たす適当な規模の入浴施設があること、または近くに公衆浴場があること</td> <td>適当な数</td> </tr> <tr> <td>簡易宿所営業</td> <td>多人数で共用する構造で、客室の延床面積33㎡以上</td> <td>特に規定なし</td> <td>上に同じ</td> <td>適当な数</td> </tr> <tr> <td>下宿営業</td> <td>1カ月以上の期間を単位として宿泊料を受けて宿泊させる施設</td> <td>特に規定なし</td> <td>公衆浴場が近くにあるか、または宿泊客の需要を満たす規模の入浴施設があること</td> <td>適当な数</td> </tr> </tbody> </table>	業態	構造様式	1客室面積	浴室	便所	ホテル営業	洋式の客室数 10室以上	9㎡以上	宿泊客の需要を満たす適当な数の洋式浴室またはシャワーがあること	男女の区別がある水洗式座便式	旅館営業	和式の客室数 5室以上	7㎡以上(和室) 9㎡以上(洋室)	宿泊客の需要を満たす適当な規模の入浴施設があること、または近くに公衆浴場があること	適当な数	簡易宿所営業	多人数で共用する構造で、客室の延床面積33㎡以上	特に規定なし	上に同じ	適当な数	下宿営業	1カ月以上の期間を単位として宿泊料を受けて宿泊させる施設	特に規定なし	公衆浴場が近くにあるか、または宿泊客の需要を満たす規模の入浴施設があること	適当な数
業態	構造様式	1客室面積	浴室	便所																						
ホテル営業	洋式の客室数 10室以上	9㎡以上	宿泊客の需要を満たす適当な数の洋式浴室またはシャワーがあること	男女の区別がある水洗式座便式																						
旅館営業	和式の客室数 5室以上	7㎡以上(和室) 9㎡以上(洋室)	宿泊客の需要を満たす適当な規模の入浴施設があること、または近くに公衆浴場があること	適当な数																						
簡易宿所営業	多人数で共用する構造で、客室の延床面積33㎡以上	特に規定なし	上に同じ	適当な数																						
下宿営業	1カ月以上の期間を単位として宿泊料を受けて宿泊させる施設	特に規定なし	公衆浴場が近くにあるか、または宿泊客の需要を満たす規模の入浴施設があること	適当な数																						
テキスト 第8版 ページ改訂内容	<p>2. 旅館業法における宿泊施設 旅館業法では宿泊施設を以下の3つに分けている。 ・旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業 カプセルホテルや民宿は簡易宿所営業に含まれている。また、ペンションはホテル営業に含まれている場合が多い。それぞれの営業施設の基準は次の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業態</th> <th>構造様式</th> <th>1客室面積</th> <th>浴室</th> <th>便所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅館・ホテル営業</td> <td>最低客室数の基準はなし</td> <td>7㎡以上、ただし寝台を置く客室は9㎡以上</td> <td>公衆浴場が近くにあるか、または宿泊客の需要を満たす規模の入浴施設があること</td> <td>適当な数</td> </tr> <tr> <td>簡易宿所営業</td> <td>多人数で共用する構造で、客室の延床面積33㎡以上(ただし、一度に宿泊させる宿泊者数が10人未満の施設の場合、宿泊者1人当たり3.3㎡に宿泊者数を乗じた面積以上)</td> <td>特に規定なし</td> <td>上に同じ</td> <td>適当な数</td> </tr> <tr> <td>下宿営業</td> <td>1カ月以上の期間を単位として宿泊料を受けて宿泊させる施設</td> <td>特に規定なし</td> <td>公衆浴場が近くにあるか、または宿泊客の需要を満たす規模の入浴施設があること</td> <td>適当な数</td> </tr> </tbody> </table>	業態	構造様式	1客室面積	浴室	便所	旅館・ホテル営業	最低客室数の基準はなし	7㎡以上、ただし寝台を置く客室は9㎡以上	公衆浴場が近くにあるか、または宿泊客の需要を満たす規模の入浴施設があること	適当な数	簡易宿所営業	多人数で共用する構造で、客室の延床面積33㎡以上(ただし、一度に宿泊させる宿泊者数が10人未満の施設の場合、宿泊者1人当たり3.3㎡に宿泊者数を乗じた面積以上)	特に規定なし	上に同じ	適当な数	下宿営業	1カ月以上の期間を単位として宿泊料を受けて宿泊させる施設	特に規定なし	公衆浴場が近くにあるか、または宿泊客の需要を満たす規模の入浴施設があること	適当な数					
業態	構造様式	1客室面積	浴室	便所																						
旅館・ホテル営業	最低客室数の基準はなし	7㎡以上、ただし寝台を置く客室は9㎡以上	公衆浴場が近くにあるか、または宿泊客の需要を満たす規模の入浴施設があること	適当な数																						
簡易宿所営業	多人数で共用する構造で、客室の延床面積33㎡以上(ただし、一度に宿泊させる宿泊者数が10人未満の施設の場合、宿泊者1人当たり3.3㎡に宿泊者数を乗じた面積以上)	特に規定なし	上に同じ	適当な数																						
下宿営業	1カ月以上の期間を単位として宿泊料を受けて宿泊させる施設	特に規定なし	公衆浴場が近くにあるか、または宿泊客の需要を満たす規模の入浴施設があること	適当な数																						

ホテルテキスト ホテル業務関連知識 正誤表

『ホテルテキスト ホテル業務関連知識』に印字の欠けている箇所がありました。以下に訂正し、お詫び申し上げます。

頁	該当箇所	誤	正
13	第2章 ホテルの種類と知識 1 ホテルの種類 3. ビジネスホテル	また、宴会場設立などの初期投_が ないことは	また、宴会場設立などの初期投資が ないことは

※最新の正誤情報はウイネットホームページ(<https://www.wenet.co.jp/>)で公開しております。

[商品カテゴリー]→[ホテル・ブライダル]を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

株式会社ウイネット